平成２８年（フ）第６９８号
京都市東山区本町８丁目66番地　りりぱっと七条２Ｃ号室、前住所京都市山科区東野北井ノ上町２番地８　ファービースコート305号室
債務者　青陽　和代
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
兵庫県姫路市網干区津市場731－１　県営網干鉄筋団地１－105、住民票上の住所兵庫県姫路市安富町長野388番地９　アピアやすとみＢ棟915号室
債務者　小村　直也
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２１２号
奈良県天理市富堂町215番地１　ビスタコート302
債務者　野田佳代子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２１７号
奈良県天理市豊井町105番地１　山谷アパート北１
債務者　和田　律子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２２０号
奈良県生駒郡斑鳩町興留６丁目17番31号
債務者　平岩　勇二
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８６号
鳥取県鳥取市賀露町南１丁目14番２号
債務者　福永　光永
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９６号
広島市中区光南２丁目７番46－103号　栄能マンション
債務者　髙橋　惠子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２号
山口県下関市川中豊町５丁目１番40号　アスリートⅢ　101号
債務者　山田　勇樹
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
山口県下関市綾羅木南町３丁目２番20－301号　サウスハンプトン
債務者　山口　裕美
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
愛媛県大洲市肱川町中居谷635番地
債務者　石家　直樹
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第１５号
高知県須崎市大間本町16番33号
債務者　田中　達夫
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第６９号
福岡県飯塚市柏の森13番地69　黒田安博方、前住所福岡県飯塚市潤野1035番地２
債務者　和田　秀美
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７０号
福岡県嘉麻市下山田438番地
債務者　川野　夏男
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１５９号
福岡県久留米市善導寺町与田60番地１　餅栗住宅２棟406号
債務者　江島　幸輝
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１６５号
佐賀市本庄町大字本庄808番地１
債務者　武富加代子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
長崎県五島市富江町狩立560番地、住民票上の前住所長崎県五島市富江町黒瀬1207番地２
債務者　浦田　つみ
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第３８号
鹿児島県奄美市名瀬柳町23－20、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町20番７－55号
債務者　藤　小夜子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部